

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 5 号

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「270,655円と28円35銭」を「293,440円と30円73銭」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期

日を告示された選挙については、なお従前の例による。